

ニューカマー児童生徒への教育支援の現状と課題 ～岐阜県における取り組みを手掛かりに～

Actuality and Problems of Educational Support for the Newcomer Students
～ Referring to the Case of Gifu Prefecture ～

松垣洋平*, 石坂広樹**
Yohei MATSUGAKI*, Hiroki ISHIZAKA**

鳴門教育大学大学院学校教育研究科*, 鳴門教育大学大学院国際教育コース**
Naruto University of Education, Graduate School*
Naruto University of Education, Course of International Education**

抄 録：グローバル化が進み、国境を越えた人々のさかんな移動は今後も予想され、わが国の外国人受け入れ態勢もさらなる改善が望まれていく。90年代以降在日外国人の国籍が多様化するにつれ、彼らの子弟への教育問題にも徐々に焦点が当てられるようになった。当初は主にラテンアメリカからの児童生徒の対応に追われることになったが、近年その傾向に一つの変化が起きた。在日ブラジル人が帰国傾向を示し、代わってフィリピン人をはじめとする近隣アジア諸国からの来日者数が増加傾向となったのである。それにともない教育現場もまた外国にルーツをもつ児童生徒の支援のあり方の見直しが迫られている。

本稿では岐阜県内でのニューカマー児童生徒への現在の教育環境や公的・民的支援を具体例として、入管法改正から現代に至るまで外国にルーツをもつ児童生徒の置かれている教育環境について考察する。従来公教育の場では日本語指導や学校生活への適応に主眼が置かれていたが、今後は公教育の場でも児童生徒の母語教育やアイデンティティの確立へのさらなる配慮が望まれ、教育を修了したのちの彼らの日本社会あるいは母国での活躍の場を教育界と産業界が協働で模索していく必要がある。学校現場を中心としつつも、さまざまなアクターが参画する教育活動の活性化が期待されているのである。

キーワード：ニューカマー、日本語教育、ブラジル、フィリピン

1. はじめに

わが国に在留する外国人総数は2014年時点で2,121,831人（総務省, 2015）、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は29,198人（文部科学省, 2015）である。近年の増加率は上昇傾向ではあるものの、わが国の少子高齢化による慢性的な労働力不足もあり、日本政府は今後も外国人労働者を受け入れていく方針である。

わが国の在日外国人の国籍別の推移を見るに、1990年の出入国管理及び難民認定法改正¹を皮切りに一定の傾向が見られるようになった。それまで在日外国人といえば、中国・韓国にルーツをもつ人々が代表的であったが、90年代以降いわゆるニューカマーと呼ばれる新たな国籍の人々が来日するようになった。それは日系人が特に多い国々、ブラジル・ペルー等からの人々であった。当初は短期の出稼ぎ目的で来日したも

<注>

¹ 出入国管理及び難民認定法。外国人の出入国や在留資格に関する法律であり、1990年に在留資格が改正され、日系2、3世までは職種の制限なく就労が可能となった。これにより主に製造業がさかんな地域に多くの日系人労働者が就業することになった。

の、自国経済の長引く停滞もあり、やがて滞在が長期化する人々が増えていった。特にブラジル人は絶対数が多く、いくつかのコミュニティを形成するまでに定住化を進めた。ペルー人は絶対数がブラジル人よりも少ないためか、ブラジル人ほどの大規模コミュニティを形成するまでには依然至っていない。スペイン語とポルトガル語の言語的類似性もあってか、彼らがブラジル人コミュニティに紛れるケースは散見される。しかしながら2008年の世界的金融危機、2011年の東日本大震災を経て、多くのブラジル人が帰国傾向を示すようになり、在日ブラジル人数は減少傾向にある。かつては30万人超であった人口も2015年時点では20万人を切っている。このような傾向には、ブラジル経済が好転していることも影響していると考えられる(藤川, 2010)。他方、彼らに代わってプレゼンスを示すようになったのがフィリピン人である。彼らは入管法改正以前からわが国に一定数滞在していた。当時はいわゆる興行ビザによる入国が目立ったが、フィリピンもまた日系人が多く在住する国の一つであったことから、入管法改正以降、ブラジル・ペルー同様に来日者数は着実に増加していた。また、近年はアジア諸国からの入国者数も日系人の存在に関わらず増加傾向にあり、教育現場では今後フィリピン人やベトナム人等を筆頭に、アジア諸国の児童生徒の対応機会の増加が予想される(大野, 2015)。本論ではこのような現状に鑑み、公教育と多文化社会との関係性、多文化社会の変質とそれに対する公教育の変遷などについて分析することとする。

2. ブラジル人の減少とフィリピン人の増加について

ブラジル人児童生徒は入管法改正以来最も顕著に公教育の現場へ入学してきた。静岡・愛知・三重県等の産業地域に大きな偏りがあるものの、今や全国的にも居住地域が拡散している。とはいうものの、総数自体は1. で述べたように減少傾向にある。

対して在日フィリピン人数は近年著しく増加傾向にある。世界有数の労働力輸出国家であるフィリピン本国から海外に働きに出るものは推定1000万人以上(大野・寺田, 2009)であり、実に全人口の10%以上にあたる。フィリピンは歴史的に海外で働く文化を有するが、わが国は地理的・歴史的要因からフィリピン人労働者受け入れ数では上位にある。

在日ブラジル人が減少している原因の一つは、母国の経済情勢の劇的な変化である。彼らがわが国に出稼ぎにやってきた90年代初頭と2015年現在ではブラジルの経済社会は大きく変化を遂げている。2014年でGDPは世界第7位に位置し、サッカーのワールドカッ

プやオリンピックを開催できる国力を蓄えるようになった。ペルーもブラジル同様に高い経済成長を継続している。フィリピンも2014年に人口が1億人を突破し、今後の高い経済成長が予期される。ではなぜ彼らはブラジル人のように大きな帰国傾向を示さないのか考察する。2008年の世界的金融危機がわが国にも波及した結果、製造業には大量の失業者が生まれ、その後の東日本大震災も多くの外国人労働者の動向に影響を与えたものと考えられる。最盛期30万人超であった在日ブラジル人数は現在では20万人以下となった。しかし在日外国人数の近年の統計を見る限り、ここまで劇的に減少傾向にあるのはブラジル人特有の現象であると考えられる。ブラジルに次ぐラテンアメリカからのニューカマー集団はペルー人であり、近年緩やかに減少しているが、5万人弱の数を保ち続けている。その他のラテンアメリカ諸国からのニューカマーもほぼ同様の傾向である。ブラジル人の大量帰国の要因として、在日ブラジル人の多くが若年層であり、滞日期间に見切りをつけブラジルでの職探しに踏み切ったことや、彼らの多くが不況により大量解雇の発生した自動車・電機という生産性の高い産業に従事していたことが挙げられる。他の国籍と比しても、ブラジル人の「デカセギ」の特異性の研究解明は、今後のわが国の外国人労働者招致政策に十分反映されていかなくてはならないことだろう(樋口, 2011)。

一方、フィリピンでは伝統的な大家族主義による高い人口増加率が経済成長率を上回っているため、2013年に人口抑制法が成立した。この法律により、政府は人口増加に歯止めをかけようとしている。フィリピンの低所得世帯では国内よりも日本で働いたほうが高収入を期待できるケースが依然多い。また、わが国では2014年より、外国人も住民基本台帳法の適用対象となり児童手当の受給対象となった。このことも近年の来日フィリピン人の増加の一因になっている可能性がある。現在、在日フィリピン人数は在日ブラジル人数を抜いて第3位となっている。

3. 公教育における外国人児童生徒の実態

公教育の現場では、従来主にポルトガル語、スペイン語、中国語等を介する支援体制を築いてきた。最近では、タガログ語・ビサヤ語等多様に富むフィリピンの諸語による初期指導体制の確立に取り組む地方自治体等が増えつつある。多言語国家であるフィリピンからの児童生徒には、公用語である英語とタガログ語が理解されるとは限らないため、地方語が母語とする児童生徒の言語を解する人材を確保しなくてはならない。この点が多言語国家ながらも公用語の普及率が極めて

高いラテンアメリカからの児童生徒のバックグラウンドとの大きな違いのひとつである。

外国人児童は家系に日本語を話す人々がいたとしても、母国で日本語を話す環境にないことも多く、日系3世ともなると日本語を十分に理解できないことは珍しくない。日本において日常生活内の言葉を習得したとしても、日々の授業では抽象語や専門用語が頻出する。このため、外国にルーツをもつ児童生徒が日本語を学び始めた場合、全くの初心者から学校に適應を果たすには数年程要するものと考えられる（大関，2010）。無論日本語学習開始年齢が早ければ習得に有利と考えられるが、外国人児童生徒が来日するときの年齢は一様でなく、来日から一定時間経過後の各々の環境の違いのため、日本語能力に個人差が生まれる。日本社会に適應を果たせるかどうかの主な要因の一つに日本語習得の可否がある。公教育の現場では一日でも早く彼らに日本語の習得をさせるべく日々の取り出し授業（在籍学級外の教室で特別に行われる授業）、授業外での学習機会を設ける等の努力を今日も続けている。

一方、公立学校内における児童生徒の母語への配慮は、従来日本語指導よりも優先されず、学校外の施設に委ねることが多かったが、昨今自治体によっては公立学校内でも実施されている（落合，2012）。母語が未成熟な年齢で来日した場合、日本語が母語に代わり第一言語となっていく児童生徒も存在し家庭内における両親とのコミュニケーションに支障をきたすケースもある。バイリンガル教育は児童生徒の進路に広い選択肢を与えうるため公教育上でもさらなる配慮の余地は大きい。

児童生徒の家庭環境も多様であることに留意する必要がある。例えば、フィリピン人と日本人の間に生まれた児童生徒の例を挙げよう。その児童生徒は集団移住してきた児童生徒とは違い、片親が日本人であるため、フィリピン人コミュニティに属さないことも多い。このような児童生徒が公立学校内で極めて少数派となっている現状がある（ただし、大きいグループとなる学校も増えている）。日比間の国際結婚を契機に、フィリピンから親族や子どもが呼び寄せられることも多いが、日比間の結婚は偽装も報告され、離婚や再婚も少なくない（大野・寺田，2009）。日本人を含めた複雑な家族関係の場合、繊細な家庭環境の変化が児童生徒に与える心的影響は大きくなる可能性があり、注意深く見守るとともに地域社会・学校等の支援が必要である（角替，2011）。

4. 外国人学校の法的扱い

海外在住の邦人が日本人学校を設立しているように、わが国にもすでに多くの外国人学校が設立されている。多くのこれらの学校の設立目的は、母語・自国文化の継承を主とし、帰国後の子弟たちの母国への適應を支援することとされている。これらの学校のうち最も古いものは戦後設立された朝鮮学校である。日本政府は民族学校の扱いについていわゆる1条校（学校教育法第一条に掲げられる教育施設）と同列に扱うことを長年認めず、卒業者に大学入学資格すら与えてこなかった。しかしながら、外国人人口の増加や、各地方の大学の判断で外国人生徒の入学を認めるケースも散見されるように、2000年に大学入学検定試験（以下、「大検」）受験資格を外国人学校卒業者にも認めるようになった。大検自体は2005年に廃止されたが、2015年現在では、高等学校相当として指定された学校を卒業あるいは高等学校卒業程度認定試験に合格するなどの条件を満たすことで、外国人学校卒業者へも大学の門戸は開かれている。現在も外国人学校は認可を受けた場合でも各種学校、いわゆる私塾や専門学校のように扱われ、1条校ではないが、これらの学校が各種学校の認可を受ける意味合いは大きい。経営が決して順風ではないこれら外国人学校が各種学校として認可されれば、私立学校助成振興法に基づく補助を申請することが可能になる。経営難により廃校を余儀なくされる学校も依然少なくないが、外国人学校の扱いは90年代に比べ改善の方向にある。

前述の通り、外国人学校の入学者では、将来の日本社会での活躍ではなく、母国での活躍を視野に入れている児童生徒が大半になっている。2015年現在、高等学校相当と認められた学校には、ブラジル人学校、中国人学校、朝鮮人学校、フランス人学校、インドネシア人学校、カナダ人学校等（文部科学省，2015）が挙げられる。中でもブラジル人学校は帰国後の児童生徒の進学を考慮し、本国からの認可を取得しブラジル国内の学校と同等のカリキュラム実施している学校も多い。これらの学校では基本的に本国の教員免許を保有する人物を自校の教員として受け入れ、日本語教育もカリキュラムに組み込む傾向にある。著者による学校訪問時のインタビューの回答によれば、設立から十数年経過したいくつかの学校では、ブラジルの名門大学への入学を果たす卒業生を輩出するようになって久しいという。ブラジルが母国のカリキュラムに準じた学校を海外に認定しているのは、日本国内のものが大半である。

フィリピン人学校については、依然公的に各種学校と認定されているものはない。当国は高い教育水準と

高学歴人口を誇るため、教育熱心な国民性があると推察できるが、ブラジルとの大きな違いの一つとして、より言語の多様性に富んだ国家であるといえる。100以上の言語が存在する当国では、タガログ語・英語に加えた地域語の習得が幼少期より求められる。それぞれの言語の優位性が拮抗しているため、いずれの言語も習得しきれない恐れもある。日本社会への定住を開始する年少者を効果的に教育していくために、フィリピン人児童生徒の事情に即した統合的な教育施設の建設も望まれている。

以上の事情から、これら外国人学校は国際バカロレアを与えるインターナショナルスクールとは性格を異にするといえる。授業がおおむね英語で行われるインターナショナルスクールには、日本人児童生徒も入学を希望することがある。外国人学校に籍を置く日本人児童生徒もまた確認されている(拝野, 2010)

5. 外国人学校入学の動機

他方、外国人学校に外国にルーツをもつ児童生徒が入学する動機はどういったものであろうか。一般的に研究者が特定している動機としては、ブラジル人学校の場合、①母国に帰国するため、②自国の文化・伝統の継承、③日本の公立学校に適応できないため等が考えられている(山ノ内, 2014)。また、ブラジル人学校にペルーなどスペイン語圏の児童生徒の入学が散見されることがある。これは近所にスペイン語で教育を提供する施設を期待できないものの、ポルトガル語とスペイン語の言語的類似性から学校言語への適応が概ね期待でき、日本の公立学校へ通う以上のメリットを両親が見出していることが理由の一つである。

筆者は2014年に中華人民共和国の旧ポルトガル領のマカオ市内にあるポルトガル語学校(Escola Portuguesa)を訪問した。マカオは1999年にポルトガルから中国へ返還されたが、ポルトガル語は現在も公用語の一つであり、市内にポルトガル人は現在も一定数居住しており、ポルトガルとの結びつきは健在である。ポルトガル語学校は返還以前から統廃合を経つつも運営されているが、現在の生徒の出身国は多国籍であった。ポルトガル国籍のものが大半であるが、旧ポルトガル領アフリカ諸国から、さらにはコンゴ民主共和国やロシアからの生徒も在籍しているという。彼らの入学動機は、日本のブラジル人学校にペルー人児童生徒が通う理由によく似ている。マカオ市内の北京語や広東語で教育を提供する学校よりも言語的・文化的により親近感を感じる教育環境を選択しているとのことである。

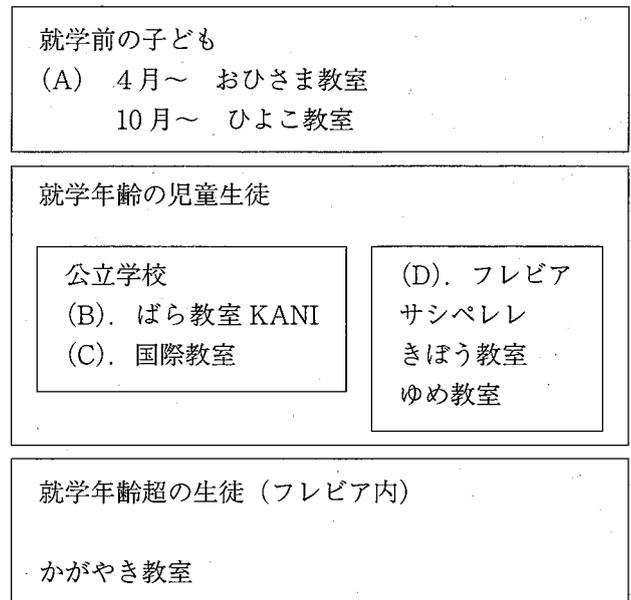
外国人学校は私立であることが多く、基本的に学費

は公立学校に比して高額となってしまう。それにも関わらず、入学希望者が毎年一定数存在するのは、両親が学校卒業後の将来を見据え、子どもの学校への適応を考え日本を永住の地とは捉えていないためと思われる。一方で、月謝が払いきれず日本の公立学校へ籍を置かざるをえなくなる児童生徒も存在する。児童生徒が公立学校に適応している場合、本人が日本社会により強い愛着を見出し、日本での就労や進学を希望し両親の意向と一致しなくなることもある。

6. 外国にルーツをもつ児童生徒を抱える岐阜県内の教育現場

岐阜県は90年代以降多くのニューカマーを受け入れた県の一つである。特に多くの人口を抱えるのが可児市・美濃加茂市である。両市は愛知県内へのアクセスも容易であり、自動車産業の下請け工場も多く、ベッドタウンとしてニューカマー労働者の受け入れ先となった。可児市では、今や外国人居住者の割合は5.3%(可児市教育委員会, 2014)であり、外国人を市内で日常的に見かけるまでに至っている。

可児市は、2005年に外国人児童生徒の就学実態調査により、約7%の就学年齢にある子どもの不就学を確認して以来、市全体での系統的・組織的な支援体制作りや人材確保に尽力してきた。市が2015年までに導入してきた外国人児童生徒の支援体制を簡易的に下図に示す。



出所：可児市の配布資料をもとに筆者作成

筆者は、2014年3月に上記の可児市の「ひよこ教室」、フレビア内「サシペレレ」「きぼう教室」、公立

学校の「ばら教室 KANI」, 2015年3月に市内甲中学校の国際教室を訪問観察し, 関係者にインタビューする機会を得た。以下, その時に得られた情報や資料をもとに現状を取りまとめた。

(A). 就学前プレスクール「おひさま教室・ひよこ教室」

「おひさま教室・ひよこ教室」は, 就学前の保育施設としての役割を担っている。4月入室を「おひさま教室」10月入室を「ひよこ教室」に区分しているが, 前者は後者の準備期間と位置づけられている。小学校入学前の子どもを対象にし, 入学前のしつけや日本語教育を行う。支援者は日系人通訳や有志の方々である。教室内はほぼ日本語だけで活動が行われていたが, 子どもたちはおおむね順応しているようだった。立地についてはマンションの一室を賃借しているため外見上は保育施設には見えない。しかしながら, 室内では支援者の方々による日本の幼稚園や保育園さながらの活発な教育活動が行われていた。

(B). 初期日本語教室としての「ばら教室 KANI」

「ばら教室 KANI」では, 就学適齢期にある外国にルーツを持つ児童生徒に対し入学前の学校教育適応のために日本語教育と生活指導を行う。教室で学ぶ期間は4～5か月期間であり, この期間の出席は入学予定の公立学校の出席日数として数えられる。児童生徒は日本の環境に全く不慣れな場合が多く指導は厳格に行われているようである。日系人通訳と日本語指導スタッフが授業を担当している。

2014年3月に筆者が教室を来訪した時, フィリピン人児童生徒は50名を超えており, 対してブラジル人児童生徒は9名のみであった。近年, 両国の児童生徒数の入れ替わりが進んでいるようである。年齢は6～16才まで多様に富んでいた。16才でこの教室に入学したての生徒も高等学校への進学を希望していた。フィリピン人児童生徒は言語のバックグラウンドが一律でなく公用語であるタガログ語や英語も通じないケースは珍しくないという。通訳の方は複数の地方語を解する。初期日本語理解には母国の事情をも解する通訳の存在が非常に大きいといえるだろう。市内在住のフィリピン人の多くが, 先に日本に定住した家族が他の家族を呼び寄せる方法で来日しており, 今後もフィリピン人児童生徒は増えていくであろうという。

(C). 在籍する小中学校での「国際教室」

外国にルーツを持つ児童生徒は (B). 「ばら教室 KANI」で学ぶことでスムーズな学校生活を送れるよう期待されるが, 実際の学校生活への適応にはやはり時間がかかるようである。日常会話ができるように

なっても, 国語科の授業で使う漢字や言葉, 理科・社会科の専門用語の理解等, 長期にわたって補講を要するケースがほとんどのようである。筆者が2015年3月に訪問した市内の甲中学校では, 支援や指導を要する外国人児童生徒の取り出し授業として, 別途「国際教室」という特別教室を設置している。授業内容は日本語会話や主要科目の個別指導である。

この教室の支援者は, 日系人通訳, 市からの非常勤日本語教師等である。筆者は社会教科の歴史の授業を見学したが, 専門用語の解説にはこのほか時間を要し, 母語による補助が不可欠のようであった。この場合も通訳者の伝え方が生徒の理解に強く影響していると考えられる。

国際教室はあくまで取り出し授業の場であるため, 基本的には通常学級への復帰を目指すものである。一定期間学んだ後は試験が課され, 通常学級に入れるかどうか審査がなされるが, 国際教室での学習期間や利用状況は生徒ごとに異なる。

通常学級に戻っても実態に応じた支援の継続が望ましいが, 国際教室同様に通訳や巡回指導員は授業補助に入っていない。国際教室に通わなくなるということは, 日本人生徒と同様に授業を受けるという認識のためでもあるが, 人員をそこまで確保できていないためでもあるという。外国にルーツをもつ生徒は, 日々の授業の学習補助として学校外の公的施設であるフレビア (後述) を利用することも可能である。

他方, 卒業後の進路として約半数の生徒は高等学校への進学を希望しているようである。岐阜県の公立学校では外国人生徒に特別の入試措置を設けており, 筆者が訪問した中学校からも近隣の県立高校・工業高校等への入学実績も多い。フィリピン人生徒の中には英語教科で高い成績を修め, 英語科をもつ進学校へ入学する生徒もいる。生徒によっては日本語・英語・母語を解するマルチリンガルにまで成長することがあるそうである。

現実には, 外国にルーツをもつすべての生徒が希望通りの進路を歩めるわけではない。しかしながら, このような可見市での10年以上に及ぶ地道で継続した取り組みは, 上記のような成果を着実に生み出している。

(D). 国際交流施設「フレビア (FREVIA)」

この施設は市内の国際交流施設であり, 一般市民も出入り自由となっている。主に市民や外国人のための情報提供, 外国人のための相談・日本語学習の場である。特筆すべきは, ブラジル人児童生徒の文化継承のための特別教室「サシベレレ」というポルトガル語による本国さながらの授業や, 公立学校に通う児童生徒の補習授業の場として「きぼう教室」が設けられてい

ることである。公立学校では対処しきれない部分を補うようなかたちで市民が主体となって児童生徒の支援にあたっている。ブラジル人学校に通えない児童生徒への母語文化継承の場を市が提供しているかたちでもある。不登校の児童生徒にも「ゆめ教室」を開講し、学びの場の確保に努めている。就学年齢を超えた生徒には「かがやき教室」において、中学卒業程度の学力を認定する試験の対策や日本語指導を実施している。

「ばら教室 KANI」入学から、市内の公立小中学校を過ごしてきた生徒は、中学卒業時の進路として、日本での進学や就業を希望するものが大半だが、中には日本の学校に馴染みながらもブラジルでの進学を見据えてブラジル人学校へ転校する生徒も存在するという。なお、この教室ではフィリピン・中国・韓国からの児童生徒に対しても同様の支援が実施されている。

7. 岐阜県内のブラジル人学校の現状

岐阜県内にもいくつかのブラジル人学校が存在する。筆者は2014年3月頃に県内のA校、B校、C校の3校を訪問し、活動観察・関係者へのインタビューを行った。

A校はブラジル人学校では幼稚園から高校までの一貫校であり、校舎の規模も大きい。岐阜県西部に立地するが、学校には送迎サービスがあるため数時間かけて他県から通学するものもいる。

生徒はほぼ全員ブラジルでの進学を希望しているが、日本語を十分に理解する児童生徒も多い。教員は日系人やブラジル人であり、教員免許取得者である。教室は日本の公立校に準じた作りであるが、授業風景はブラジルさながらの進め方である。校長は、特にブラジルに縁故があったわけではないが、増加するブラジル人児童生徒の教育状況を憂慮し、私財で学校を設立した一市民であったという。実際のところ、外国人児童生徒の教育支援はこのような市民レベルからのボランティア活動に依拠するところは大きい。

岐阜県中部のB校は、A校よりも生徒数は少ないが200名以上の在校生を抱え、進学塾のような外観の立派な校舎を有する。児童生徒の送迎も実施する小中高一貫校である。リーマンショック時経営危機も経験したが、地元銀行の融資もあり難局を乗り越えることができたという。校訓は国際人を育てることにあり、児童生徒は日本語検定上級合格も目指している。近隣にも別のブラジル人学校が存在したが、数年前に閉校になってしまったようである。

近隣市内のC校はさらに規模は小さくなるが、日系人が主体となり運営されている。この市内のブラジル人人口が他市よりも少ないためか、この学校の在

生も前述の2校より少ない。この学校もブラジル政府の認可を受けているだけでなく日本においても各種学校の扱いとされている。しかしながら、生徒数が少ないためか、高等部に関しては2015年時点でも就学支援金制度の対象校になっていない。

以上のように、国内のブラジル人学校間で規模や経営環境等に違いがあるようである。私学の形態を取る以上、生徒の学習意欲に関わらず、常に経営の可否が問われるのは必然であろう。しかしながら、設立目的としていずれの学校の理念も共通しており、規模に関わらず校長・教員の日々の取り組みも大変献身的である。

8. 多文化社会への考察

外国にルーツをもつ児童生徒の増加に日本の公教育が適切に対応できているかどうかの筆者の問いかけに、ある公立学校の外国人生徒のための特別学級の担当教員から「依然試行錯誤の段階であるように思う。」との回答をいただいた。外国人児童生徒に対するこれまでの教育上の経験やノウハウは、一部の学校や教員の間で限定的に共有されていた傾向がある。しかし、今後公教育の学校現場のさらなる多国籍化（多様なルーツをもつ児童生徒の入学・転校）にともない、密集型の対応（「国際教室」など）だけでなく分散型の対応（少人数への個別対応）の経験やノウハウの共有も非常に重要になってくるものと思われる。また、フィリピン人に続く新たなニューカマーの集団到来の可能性もある。日本社会は着実に文化の多様化の道を歩み公教育もその要請にこれまで以上に応えざるを得なくなるだろう。

今後の公教育に望まれる外国にルーツをもつ児童生徒への支援の具体策について考察する。教育現場は長い間第一に日本語教育・就学促進を掲げてきた。外国人児童は公教育の場で日本語と日本文化を学んでいくが、公教育の場では現行カリキュラムの制約上、母国にまつわるアイデンティティを形成し、言語と文化をどのように守っていくべきか、優先的に考慮できないところが多いのではないだろうか。このような活動は目下市民レベルでの努力が第一義的には重要となっているため、外国人児童の母語教育や帰国後の就学を見据えた取り組みが公教育上での新たな試みの一つであろう。

欧米諸国とは異なり、受け入れの歴史が浅いわが国では、移民の受け入れに関して即効性ある政策を期待するのは難しい。本稿では児童生徒に焦点を当ててきたが、両親の抱える問題も複雑である。不安定な雇用形態はもとより、言語の壁は子ども以上に大きい。大きなコミュニティを形成できるブラジルやフィリピン

とは異なり、少数派の国々からの移民にとっての大きな問題の一つは、コミュニケーションの断絶である。在日外国人向けの日本語講座はボランティアの手により各市でも開催されているが、継続的に通えない、必ずしも体系的に教えられているわけではない等の事情があり、通っていれば日本語の上達が確実に期待できるというものでもない。当人たちの生活上での習得や自助努力にかかっている部分が大いである。外国人児童生徒の進路に両親の意向が影響することも想像でき、両親の日本社会への理解や適応の度合いも進路を決定づける重要なファクターとなりえよう（拝野、2010）。

わが国では統計上外国人の数は増えているものの、果たして多文化社会への道を健全に歩んでいるといえるだろうか。全ての地域にあてはまることではないが、異なる言語・文化的背景を持った人々が交流を深めることなく、ただ相互に無関心のまま生活している可能性は否定できない。

フランスの移民政策では、大別すると歴史的に「同化」「編入」「統合」の経緯がみられる。「同化」は対象を同一化し、もとの存在の特質を失わせることであり、かつてのフランス植民地下での共通政策である。「編入」とは個人がある一定の社会的・経済的基準に達するよう個人を支援していくことである。「統合」とはその存在を保ちながらも他の存在になることを意味する（三浦、西山、2010）。EUの理念がヨーロッパ統合と解されるのはこの意味である。フランスでは帝国主義の時代に同化主義を採用し、80年代後半に多文化主義による編入、90年代は統合への潮流がみられたが、2000年代に入り、サルコジ法から移民選別法の成立経緯が示すように、むしろ逆行的に同化主義に戻っているという見方がある。

日本国内の教育現場では、児童生徒が日本語を習得し、日本の学校生活や規律に慣れ親しむことに主眼が置かれ、母国での文化文脈に基づいた行動や態度を容認せず、暗黙のうちに同質性を認める側面がある（江原、2000）。フランスでは1989年にイスラム教徒学生が校内でのスカーフ着用禁止指示に背いたことによる停学処分への抗議活動を皮切りに、以後も各地で同様の事件が多発している。児童生徒は生活空間の諸属性は校門の外に置いてくることが、公的な場所である学校では不可欠の条件であり、学校はその意味で閉鎖的な場所であるというのがフランスの学校の一つの方針である（三浦・西山、2010）。このような校則をめぐる問題は今後の日本でも起こりえることではないだろうか。現代の日本の公教育の現場では分散型の対応がますます問われており軽視できない他国の事例である。他方、日本での公教育を終えることができた外国籍

の若者たちの日本社会への参画機会は今後拡大できるだろうか。彼らの高等学校進学率を示す全国的な統計はない。日本人中学生の高校進学率が97%以上であるのに対し、外国にルーツをもつ生徒の進学率はこれよりも大きく下に見積もられるようであるが、外国人との共生社会を目指していくならば、外国にルーツをもつ児童生徒の高等教育への可能性を現在よりもさらに広げていくことが必要だろう。すでにいくつかの自治体では高校入試に外国にルーツをもつ生徒向けの措置を設けている。義務教育レベル以上の学業を着実に修めていくことが彼らの日本社会でのプレゼンスを示す重要な条件の一つである。

移民の社会統合の例として、次にドイツの例を挙げたい。ドイツでは公務員法改正によりEU加盟国国籍保有者にも公務員への登用が認められている。特別な場合にはEU以外の国の地域も公務につくことができる。各州警察もまた外国籍の人々を採用している。移民の背景をもつ議員の努力により国籍法改正が達成された経緯もある。非ドイツ系の人たちの社会進出は社会的潮流の要請であったとしても、ドイツはEUの「共生」という理念を移民政策にまで体現しているかのようである（早川・工藤、2001）。

現行法上外国籍の児童生徒に就学の義務がない以上、現行の日本の教育カリキュラム上多文化主義にもとづいて、外国にルーツをもつ児童生徒の母語や文化に配慮した教育機会を提供するのは公教育の主たる役目ではないという解釈はありえる。しかし、「児童の権利に関する条約」第29条第1項(C)によれば、日本を含む締約国は、児童の教育が「児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること」を指向すべきであることを謳っている。また本来理念として日本の公教育は、必ずしも日本人の児童生徒との「同化」を外国にルーツを持つ児童生徒に求めているわけではないはずである。日本社会への順応を目指す意味では「編入」的要素が強いが、「統合」的要素を入れる余地は十分にあるはずである。いずれにしても、「分散型の対応」のニーズが高まれば現行体制下では各公立学校等に関わる地域社会のアクターの自主的な支援にますます頼らざるを得なくなっていくだろう。その意味では、すべては日本政府だけでなく住民一人一人の意識変革・支援次第ともいえよう。

9. おわりに

外国にルーツをもつ児童生徒の存在が日本社会・公教育の現場において決して珍しいものではなくって

久しい。本文中で紹介した地域のように、多くの外国人児童生徒が在籍する学校があれば、1名しか在籍していない学校もある。外国人児童生徒を日本の公立校に受け入れ教育する試みは学校ごとのノウハウや経験に大きく委ねられている。また、実際の学校での教育活動が効果的に行われるかどうかは、教員や支援者だけでなく、児童生徒自身の柔軟性や適応能力に依存する部分も大きいといえよう。もちろん両親をはじめ家族と学校・地域との連携や相互理解も欠かせない。

他方、児童生徒の学校生活を支える両親の経済的基盤に関する課題についても軽視しえない。児童生徒が学校をはじめとする日本社会に慣れ親しむことができたとしても、両親の雇用が不安定で児童生徒を含めた家族が移動を繰り返す事態はこれまでもあったし、今後も十分ありうる。派遣型の外国人労働力の搾取に関する問題や外国人技能実習制度の不正適用に関する問題などの数多くの経済・社会問題の解決に向けた支援や施策がなければ、外国にルーツをもつ児童生徒の教育上の課題の抜本的改善は危ういものになってしまう。2. で述べたように、経済産業界において長年非正規雇用外国人を集中させてきた結果ともいえる今回の経済危機に伴う大量失業は、従来の政策転換のための機会になるべきである(樋口, 2010)しかしながら、外国人労働者の扱いを巡る同様の事件は後を絶たない。

外国にルーツをもつ児童生徒の分布に大きな地方差があるため、国としても統一した教育政策を立案・実施しにくい面はある。「密集型の対応」が「分散型の対応」より優先されがちとなってしまうのも理解できる。絶えず外国から入学してくる個々の子どもたちや児童生徒の個別のニーズに公的には対応しきれない現状もある。さらに、就学年齢を過ぎても日本の公立校で学びたい若者への支援など外国にルーツをもつ児童生徒の就学上の要望は実に多様である。その意味でも今後は単に日本語教育や学校生活への適応といった目的だけではなく、外国にルーツをもつニューカマーの子ども・児童生徒・若者の自立やアイデンティティの確立を目指し、どの年齢からでも学び始められ学校や進路を選択できるような人生設計を可能とする制度を官民一体となって、またその後の日本社会や母国での活躍の場を教育界と産業界が協働で模索していく必要がある。

さらに、日本人にとってもグローバル化を深めるこれからの世界・社会で生きていく上で、外国にルーツを持つ人々とのように共生していくのかという課題に対し、臆することなく取り組んでいくことが非常に重要である。日本では、社会の少子高齢化だけではなく文化の多様化も静かではあるが着実に進んできていることを忘れてはならない。そして、このような社会

は、多人種の「住み分け」社会では決してなく、多人種が助け合わなければ成り立ちえないような「協働」社会のはずである。小学校での英語の必修化以前から日本の学校の子どもたち一人一人の生活が「グローバル化」しつつあることをニューカマー児童生徒たちは身をもって示してくれているように思える(大貫ら, 2013)。そこにどこの国の人がいようが構わない。自分が仲良くできるならそのようにしていけばいいと、子どもたちが考え行動できることが何よりも重要である。その意味では国際理解教育や持続可能な開発のための教育(ESD)の必要性が今日ほど高まっている時代はなく、学校現場を中心としつつも、さまざまなアクターが参画する教育活動の活性化が期待されるのである。このような活動が学校現場だけでなく、地域社会を巻き込み、日本社会全体をも豊かにしていくことを期待している。

参考文献

- Lilian Terumi Hatano. (2008). 外国人学校・民族学校：社会正義を考える. 立命館言語文化研究 19 巻 4 号, 61-71.
- 可児市教育委員会. (2014). 平成 25 年度可児市の外国人児童・生徒教育.
- 角替弘樹. (2011). フィリピン系ニューカマー生徒の不登校現象に関する一考察. 日本教育社会学会大会発表要旨集録 (63), 52-53.
- 江原武一. (2000). 多文化教育の国際比較. 玉川大学出版部.
- 江原裕美. (2001). 開発と教育. 新評論.
- 江原裕美. (2007). ブラジルにおける日本語教育の現状と課題. 帝京大学外国語外国文学論集第 13 号, 25-62.
- 江原裕美. (2011). 国際移動と教育. 明石書店.
- 細谷広美. (2004). ペルーを知るための 62 章. 明石書店.
- 細谷広美. (2012). ペルーを知るための 66 章【第 2 版】. 明石書店.
- 三浦信孝, 西山教行. (2010). 現代フランス社会を知るための 62 章. 明石書店.
- 山ノ内裕子. (2014). トランスナショナルな「居場所」における文化とアイデンティティ. 異文化間教育 40, 34-52.
- 渋谷真樹. (2013). ルーツからルートへ. 異文化教育 37 号, 1-14.
- 松尾知明. (2013). ニューカマーの子どもたちの今を考える. 異文化間教育 37 号, 63-77.
- 松尾友樹. (2005). 日本における外国人移民の増加. 立命館大学.

- 早川東三, 工藤幹巳. (2001). ドイツを知るための60章. 明石書店.
- 総務省. (2015年4月24日). 国籍・地域別在留資格(在留目的)別在留外国人. 参照先: 在留外国人統計(旧登録外国人統計): <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001133760>
- 総務省. (2015年4月24日). 日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査. 参照先: 政府統計の総合窓口: <ile:///C:/Users/goleador/Downloads/h24nihonngo-zu01.pdf>
- 大貫良夫(監修)一泰(監修), 国本伊代(監修), 恒川恵市(監修), 松下洋(監修), 福嶋正徳(監修)落合. (2013). ラテンアメリカを知る事典. 平凡社.
- 大関浩美. (2010). 日本語を教えるための第二言語習得論入門. くろしお出版.
- 大野彰子. (2015). 外国人児童生徒の教育等に関する国際比較研究. 国立教育政策研究所.
- 大野拓司, 寺田勇文. (2001). 現代フィリピンを知るための60章. 明石書店.
- 大野拓司, 寺田勇文. (2009). 現代フィリピンを知るための61章【第2版】. 明石書店.
- 中西晃/佐藤郡衛. (1995). 外国人児童・生徒教育への取り組み. 教育出版.
- 天野正治, 村田翼夫. (2001). 多文化共生社会の教育. 玉川大学出版部.
- 藤川久美. (2010). 日系ブラジル人デカセギ労働者の帰国選択について. ラテンアメリカ論集(44), 107-120.
- 拝野寿美子. (2010). ブラジル人学校の子どもたち. ナカニシヤ出版.
- 樋口直人. (2010). 経済危機と在日ブラジル人. 大原社会問題研究所雑誌622号, 50-66.
- 樋口直人. (2011). 経済危機後の在日南米人人口の推移. 徳島大学社会科学研究第24号, 139-157.
- 浜本隆志, 高橋憲. (2013). 現代ドイツを知るための62章. 明石書店.
- 文部科学省. (2015年3月13日). 我が国において, 高等学校相当として指定した外国人学校一覧. 参照先: http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/003.htm
- 明石紀雄, 川島浩平. (1998). 現代アメリカ社会を知るための60章. 明石書店.
- 落合知子. (2012). 公立小学校における母語教室の存在意義に関する研究. 多言語多文化-実践と研究 vol. 4, 101-120.